

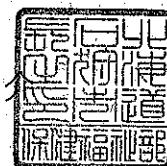
写

石国保第782号
平成30年12月20日

石狩市国民健康保険運営協議会

会長 内田 博 様

石狩市長 田岡 克



石狩市国民健康保険税の改定について（諮問）

国民健康保険制度は、将来に向けて持続可能な制度とするため、本年度より北海道と市町村との共同運営が開始されました。

新たな制度では、国民健康保険税等を財源とする「国保事業費納付金」を北海道へ納付することになりますが、今般、国から示された仮係数に基づき、北海道が試算した本市の平成31年度納付金の概算額は、現行の保険税率による保険税収納額では賄えないことが想定され、現行の保険税率を維持しながら運営を続けることは極めて困難な状況にあります。

また、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成30年4月1日に施行され、課税限度額が改定されていることから、国民健康保険税の改定について、石狩市国民健康保険運営協議会規則（昭和35年規則第8号）第3条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

記

諮問案件

1. 石狩市国民健康保険税率及び課税限度額の改定について